令和９年度　外国語指導者配置事業派遣業務仕様書

１　業務の目的

伊東市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）並びに伊東市教育委員会教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）に外国語指導者を派遣し、授業等において英語指導等を行う。

２　配置人数

６名（小学校７校、中学校４校及び教育支援センター１室に対し、６名を配置する。）

３　外国語指導者について

⑴　母国語が英語である者

⑵　４年制大学を卒業又は同等以上の学歴がある者

⑶　働くのに適したビザを持つ者

⑷　派遣先の必要とする水準の指導技術を持つ者

⑸　日本人外国語指導者と簡単な日本語でコミュニケーションがとれる者

⑹　自動車運転免許証等を持ち、１日の中で自ら学校間の移動及び教育支援センターへの移動が可能な者

⑺　中学校に配置する者については、中学校での指導経験者が望ましい。

４　業務遂行上の留意点

⑴　生きた英語を親しみやすく児童及び生徒に伝えること。

⑵　国際理解教育に貢献すること。

５　主要業務

⑴　小中学校において学習指導要領に基づく学習指導案等作成についての提案

⑵　小中学校及び教育支援センターにおいて行う外国語指導

⑶　異文化理解に関する情報提供と指導

⑷　授業において使用する教材研究と教材作成及び教材の提供

⑸　英語スピーチコンテスト参加者への指導

⑹　日本人教職員等に対する研修業務

⑺　派遣先と派遣元の合意した業務

６　履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

７　業務日・業務時間等

⑴　業務遂行日は、外国語指導者１人につき各年度４月１日から翌年３月３１日まで（学校の休業日を除く。）の間において年４５週を上限とし、２００日程度とする。（令和９年度については、別紙「令和９年度外国語指導者年間配置計画（案）」のとおり。変更の場合は、派遣元と派遣先で協議の上、決定とする。）

⑵　業務実施時間は、原則として午前８時３０分から午後３時３０分の間で１週間当たり３０時間以下とする。

⑶　派遣先は、週間スケジュールを７日前までに派遣元に通知する。

⑷　小中学校及び教育支援センターは、臨時休校等によりスケジュールに変更が生じた場合には、必ず派遣元に連絡をするものとする。

⑸　外国語指導者の欠勤等について、派遣元より派遣先に連絡の上、他の指導者を配置するか、他の日に配置を変更する等を検討する。

８　外国語指導者の変更

⑴　外国語指導者が業務の遂行に当たり、著しく不適切と認められる場合は、派遣先はその者の変更を要求することができる。

⑵　派遣元は、配置した外国語指導者が、病気その他の理由により業務の遂行が困難になったときは、派遣先の承諾を得て別の者を配置しなければならない。

⑶　新たに外国語指導者を就業させるときは、派遣先の承諾を得て就業するものとし、業務遂行に支障のないよう研修期間を設けることとする。なお、研修期間に要する費用については、派遣元の負担とする。

９　遵守事項

⑴　親切、丁寧、迅速、爽やかに対応すること。

⑵　処理に困るような事項については、派遣先の指示を受けること。

⑶　派遣元は、業務の従事者に対して法令を遵守し適切な措置を行うこと。

⑷　派遣元は、労働者派遣事業の許可を有するものであること。

⑸　派遣元は、労働保険及び社会保険に加入している者を派遣すること。加入していない者を派遣する場合は、その具体的かつ適正な理由を派遣先に示すこと。

１０　個人情報の保護及び秘密の保持

⑴　派遣元は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

⑵　派遣元は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又

は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

⑶　派遣元は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

１１　労働災害等

外国語指導者の就業中及び通勤中の負傷、事故等は派遣元の責任に応じて処理するものとする。

１２　契約の解除

⑴　派遣先は、派遣元がこの契約に違反したと認められる場合は、この契約を解除することができる。

⑵　前号の場合において、派遣元に損害が生ずることがあっても、派遣先はその損害を賠償しないものとする。

１３　その他

⑴　英語指導内容は、就業場所が備えるカリキュラムで行うが、小学校については派遣元が備えるものを利用する場合もあることとする。

⑵　授業時間以外の派遣時間は、英語担当教諭や学級担任等との打合せや教材研究の時間等とする。

⑶　本仕様書で定める伊東市教育委員会が主催する研修及び行事に係る費用については、経費に含むものとする。

⑷　児童生徒との会食は、就業場所の実情に合わせて実施する。学校給食を利用する場合は、給食費は自己負担とする。（小学校１食当たり３３５円、中学校１食当たり４０５円。ただし、物価高騰等の事情により給食費は変更される場合がある。）

⑸　派遣元は、中学校英語授業に関し、外国語指導者に持たせる指導案・指導資料・教材・教具を準備し、事前に派遣先に示し、了解を得ること。

⑹　派遣元は、外国語指導者に対し、日本の学校教育、英語教育等について、事前研修をしておくこと。

⑺　外国語指導者の通勤手段は、徒歩、自転車、自家用車又は公共交通機関とする。ただし、交通費については、派遣料金に含まれるものとする。

⑻　外国語指導者の就業場所における業務実施時間は、派遣先の指示に基づくこと。

⑼　細部の運営は就業場所の実情にあわせ、指示に従うこと。

⑽　派遣先は、業務の履行に支障が生じていると判断した場合、派遣元に対して改善を求

めることができる。

⑾　契約に定めのない事項又は契約に疑義の生じた場合は、派遣先及び派遣元が双方協議の上定めるものとする。

以　上